

甲府市特定不妊治療費助成事業の経過措置について

平成31年度より甲府市が中核市に移行したことで、特定不妊治療費の助成事業が変更になりました。山梨県の助成事業と甲府市の助成事業がひとつになり、甲府市民の皆様については、申請手続きを甲府市健康支援センター1箇所で行えるようになります。この際、平成30年度までに助成を受けている夫婦については、経過措置の対象となる場合があります。

●助成回数の引継ぎについて

平成30年度までに、山梨県と甲府市から助成を受けたことがある場合は、それぞれの事業の残り回数によって、新事業の残り回数が変わります。

【助成回数の引き継ぎ例】 ※山梨県の助成回数は、他都道府県・指定都市・中核市での助成回数も含まれます。

(例1) 1回目、2回目の治療は山梨県と甲府市に申請し、
3回目の治療は山梨県だけに申請した場合
(山梨県は残り3回、甲府市は残り4回)

治療回数	経過措置						
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
山梨県助成額	○	○	○	●	●	●	△
甲府市助成額	○	○					○
治療終了日	～平成31年3月31日			平成31年4月1日～			

*例1の場合、新事業の助成回数は、3回受けていた山梨県の残り回数を引き継ぎます。(山梨県3回+新事業3回=計6回)
甲府市分の残り回数については、山梨県の残り回数を引き継いだときに未申請となっている市の1回分を経過措置で助成します。
(甲府市2回+新事業3回+経過措置(甲府市分)1回=計6回)

(例2) 1回目の治療は甲府市だけに申請し、
2回目、3回目の治療は山梨県と甲府市に申請した場合
(山梨県は残り4回、甲府市は残り3回)

治療回数	経過措置						
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
山梨県助成額		○	○	●	●	●	○
甲府市助成額	○	○	○				△
治療終了日	～平成31年3月31日			平成31年4月1日～			

*例2の場合、新事業の助成回数は、3回受けていた甲府市の残り回数を引き継ぎます。(甲府市3回+新事業3回=計6回)
山梨県分の残り回数については、甲府市の残り回数を引き継いだときに未申請となっている県の1回分を経過措置で助成します。
(山梨県2回+新事業3回+経過措置(山梨県分)1回=計6回)

(例3) 1回目から3回目の治療を山梨県と甲府市に申請した場合
(山梨県は残り3回、甲府市は残り3回)

治療回数	経過措置なし						
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
山梨県助成額	○	○	○	●	●	●	△
甲府市助成額	○	○	○				△
治療終了日	～平成31年3月31日			平成31年4月1日～			

(例3) 山梨県と甲府市の助成回数の残りが同じ場合は、そのまま新事業の残り回数に引き継ぎます。(経過措置なし)

●助成額について

経過措置の助成額については、平成30年度時点の山梨県と甲府市の助成額を適用します。(下図参考)

平成30年度時点の山梨県の助成額と甲府市の助成額

山梨県事業	助成上限額	
	初回	2回目以降
治療ステージA・B・D・E	30万円	15万円
治療ステージC・F	7万5千円	
男性不妊治療	15万円	
甲府市事業	助成上限額	
治療ステージ A・B・C・D・E・F	治療総額の2分の1を上限10万円まで助成	

※経過措置分の申請をする時点で山梨県事業の助成額が変更している場合は、経過措置の助成額もその時点の山梨県の助成額と同じ金額で助成をします。

平成30年度までに甲府市には申請し、山梨県(他都道府県等も含む)には1度も申請していない夫婦で、新事業で初めて助成を受ける場合は、甲府市の助成回数を引き継ぎますが、助成額については初回の申請と同じ額を助成します。(治療C・F除く)

●申請期限

平成31年3月31日までに治療が終了したものを甲府市に申請する予定の方は、平成31年4月1日以降でも、当初のご案内どおり治療終了日から起算して1年以内であれば、申請することができます。助成額については、従来どおり、治療総額の2分の1を上限10万円までとします。

【申請窓口・問い合わせ先】

〒400-0858 甲府市相生2丁目17番1号 甲府市健康支援センター内
子ども未来部 母子保健課 ☎055-237-8950

